

令和8年度 岡谷市教育委員会組織改正に伴う例規等の改正について

令和8年3月

令和8年度は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画及び第3期岡谷市教育大綱に掲げる施策を着実に推進していくにあたり、教育委員会組織を見直し充実を図るため、教育委員会組織に関する規則等の改正を行う。

1. 改正する規則

- ・岡谷市教育委員会等公印規則
- ・岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則
- ・岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則
- ・教育部長等に対する事務委任規程

2. 改正の概要

(1) 市立岡谷美術考古館の指定管理者制度導入に伴う改正

令和8年度より市立岡谷美術考古館の管理運営について、新たに指定管理者制度を導入することに伴い、施設を所管する生涯学習課内の担当を改編する。

- ・「美術考古館」担当を廃止
- ・「文化財」担当を生涯学習課内に配置

関係例規	<ul style="list-style-type: none"> ・岡谷市教育委員会等公印規則 ・岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則 ・岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則 ・教育部長等に対する事務委任規程
------	---

(2) 令和10年国民スポーツ大会等の開催に伴う改正

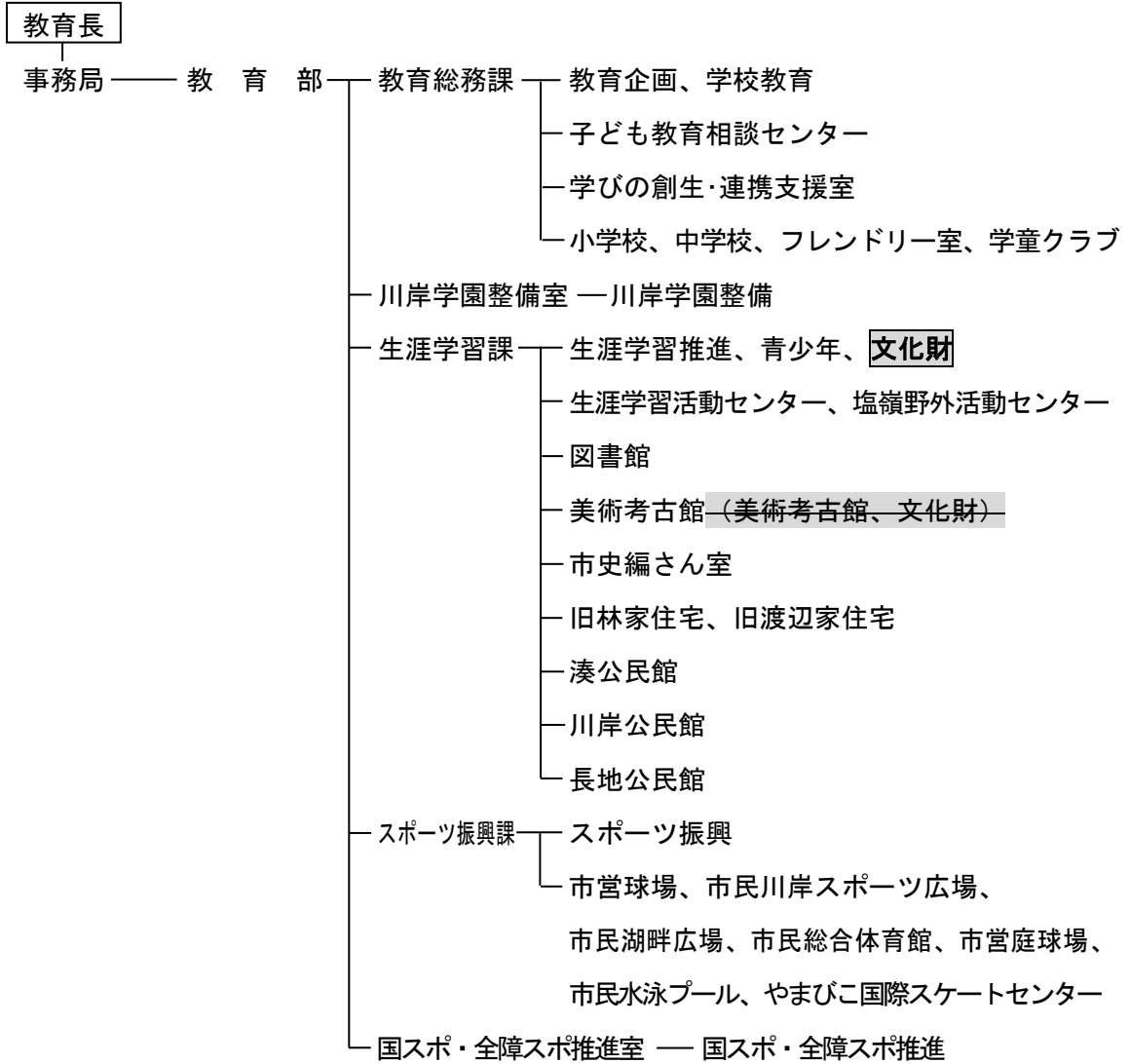
大会開催に伴う実行委員会やリハーサル大会等への対応するため教育委員会事務局職員の配置人数を増員する。

関係例規	<ul style="list-style-type: none"> ・岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則
------	--

3. 施行期日 令和8年4月1日

<令和8年度 岡谷市教育委員会 組織図>

教育委員会



「岡谷市教育委員会等公印規則等の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会等公印規則等の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会等公印規則等の一部を改正する規則

(岡谷市教育委員会等公印規則の一部改正)

第1条 岡谷市教育委員会等公印規則(昭和39年岡谷市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表館長印の部市立岡谷美術考古館長印の項を削る。

(岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正)

第2条 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則(平成12年岡谷市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、市立岡谷美術考古館」を削る。

第11条第1項第3号中「青少年主幹」の次に「、文化財主幹」を加え、同項第7号を削る。

別表第2生涯学習課の部青少年の項の次に次のように加える。

文化財	(1) 文化財の保護及び調査に関すること。 (2) 旧林家住宅の管理に関すること。 (3) 旧渡辺家住宅の管理に関すること。 (4) 市立岡谷美術考古館に関すること。 (5) その他文化財に関すること。
-----	---

別表第3市立岡谷美術考古館の部を削る。

(岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部改正)

第3条 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則(昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「21人」を「23人」に改め、本則第5号を削り、本則第6号中「8人」を「10人」に改め、同号を本則第5号とし、本則第7号を本則第6号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。


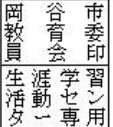
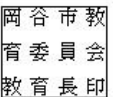

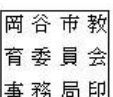
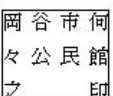
○岡谷市教育委員会等公印規則

改正前	改正後
<p>○岡谷市教育委員会等公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年9月15日 教育委員会規則第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育委員会の所管に属する機関の公印について定めることを目的とする。</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会印 (2) 特殊用教育委員会印 (3) 教育長印 (4) 教育長職務代理人印 (5) 教育委員会事務局印 (6) 館印 (7) 館長印 (8) 学校印 (9) 学校長印 <p>(公印の名称等)</p> <p>第3条 公印の名称、寸法、様式書体、使用する文書の区分、保管者並びに数量は別表のとおりとする。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第4条 公印を登録し必要な事項を整理するため、事務局に別記様式による公印台帳を置く。</p>	<p>○岡谷市教育委員会等公印規則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年9月15日 教育委員会規則第5号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育委員会の所管に属する機関の公印について定めることを目的とする。</p> <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印の種類は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会印 (2) 特殊用教育委員会印 (3) 教育長印 (4) 教育長職務代理人印 (5) 教育委員会事務局印 (6) 館印 (7) 館長印 (8) 学校印 (9) 学校長印 <p>(公印の名称等)</p> <p>第3条 公印の名称、寸法、様式書体、使用する文書の区分、保管者並びに数量は別表のとおりとする。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第4条 公印を登録し必要な事項を整理するため、事務局に別記様式による公印台帳を置く。</p>


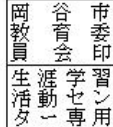
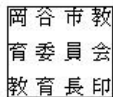
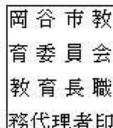
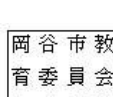
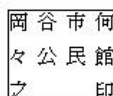
附 則（令和 8 年教委規則第 号）


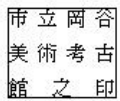
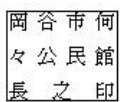

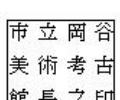
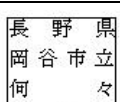



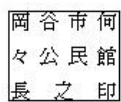

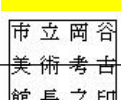
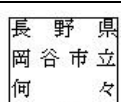
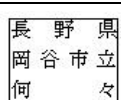
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

種別	名称	寸法単位 はミリメ ートル	様式	書体	使用する文 書の区分	保管者	個数
教育委員 会印	岡谷市教育 委員会印	方 23.5		古印体	教育委員会 名をもって する文書用	教育総 務課長	1
特殊用教 育委員会 印	生涯学習活 動センター 専用教育委 員会印	方 30.0		古印体	生涯学習活 動センター に関する事 務に使用す る文書用	生涯学 習活動 センタ ー長	1
教育長印	岡谷市教育 委員会教育 長印	方 21		古印体	教育長名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
教育長職 務代理者 印	岡谷市教育 委員会教育 長職務代理 者印	方 21		古印体	教育長職務 代理者名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
教育委員 会事務局 印	岡谷市教育 委員会事務 局印	方 23.5		古印体	教育委員会 事務局名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
館印	公民館印	方 24		古印体	公民館名を もってする 文書用	公民館 長	各 1

別表（第 3 条関係）

種別	名称	寸法単位 はミリメ ートル	様式	書体	使用する文 書の区分	保管者	個数
教育委員 会印	岡谷市教育 委員会印	方 23.5		古印体	教育委員会 名をもって する文書用	教育総 務課長	1
特殊用教 育委員会 印	生涯学習活 動センター 専用教育委 員会印	方 30.0		古印体	生涯学習活 動センター に関する事 務に使用す る文書用	生涯学 習活動 センタ ー長	1
教育長印	岡谷市教育 委員会教育 長印	方 21		古印体	教育長名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
教育長職 務代理者 印	岡谷市教育 委員会教育 長職務代理 者印	方 21		古印体	教育長職務 代理者名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
教育委員 会事務局 印	岡谷市教育 委員会事務 局印	方 23.5		古印体	教育委員会 事務局名を もってする 文書用	教育総 務課長	1
館印	公民館印	方 24		古印体	公民館名を もってする 文書用	公民館 長	各 1

	市立岡谷図書館印	方 24		古印体	図書館名をもつてする文書用	図書館長	1
	市立岡谷美術考古館印	方 24		古印体	美術考古館名をもつてする文書用	美術考古館長	1
館長印	公民館長印	方 18		古印体	公民館の館長名をもつてする文書用	公民館長	各1
	市立岡谷図書館長印	方 21		古印体	図書館長名をもつてする文書用	図書館長	1
	市立岡谷美術考古館長印	方 18		古印体	美術考古館長名をもつてする文書用	美術考古館長	1
学校印	岡谷市立小中学校印	方 24		古印体	学校名をもつてする文書用	学校長	各1
学校長印	岡谷市立小中学校長印	方 21		古印体	学校長名をもつてする文書用	学校長	各1
	市立岡谷図書館印	方 24		古印体	図書館名をもつてする文書用	図書館長	1
	市立岡谷美術考古館印	方 24		古印体	美術考古館名をもつてする文書用	美術考古館長	1
館長印	公民館長印	方 18		古印体	公民館の館長名をもつてする文書用	公民館長	各1
	市立岡谷図書館長印	方 21		古印体	図書館長名をもつてする文書用	図書館長	1
	市立岡谷美術考古館長印	方 18		古印体	美術考古館長名をもつてする文書用	美術考古館長	1
学校印	岡谷市立小中学校印	方 24		古印体	学校名をもつてする文書用	学校長	各1
学校長印	岡谷市立小中学校長印	方 21		古印体	学校長名をもつてする文書用	学校長	各1

別記様式(第4条関係)

公 印 台 帳

調製年月日	年	月	日	各機関の長	担当者	主幹	統括主幹	課長	部長	教育長
座印年月日	年	月	日	各機関の長	担当者	主幹	統括主幹	課長	部長	教育長
印影					公印の種類	形態	廃印の理由	廃印時の印影		
保 管 者										
職	氏 名		引継の理由等		摘 要					

別記様式 (第4条関係)

(令和4教委規則1・全改)

別記様式(第4条関係)

公 印 台 帳

調製年月日	年	月	日	各機関の長	担当者	主幹	統括主幹	課長	部長	教育長
座印年月日	年	月	日	各機関の長	担当者	主幹	統括主幹	課長	部長	教育長
印影					公印の種類	形態	廃印の理由	廃印時の印影		
保 管 者										
職	氏 名		引継の理由等		摘 要					

別記様式 (第4条関係)

(令和4教委規則1・全改)

○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則

改正前	改正後								
<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p>平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局の組織及び処務規則（昭和32年岡谷市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課等の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。</p>	<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p>平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局の組織及び処務規則（昭和32年岡谷市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課等の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 970 539 1023">部</th> <th data-bbox="539 970 1122 1023">課及び室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 1023 539 1252">教育部</td> <td data-bbox="539 1023 1122 1252"> 教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室 </td> </tr> </tbody> </table>	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 970 1518 1023">部</th> <th data-bbox="1518 970 2101 1023">課及び室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1023 1518 1252">教育部</td> <td data-bbox="1518 1023 2101 1252"> 教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室 </td> </tr> </tbody> </table>	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室								
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課 国スポ・全障スポ推進室								
<p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p>								

(事務分掌)

第5条 第2条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要な応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども教育相談センター主幹

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

(事務分掌)

第5条 第2条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要な応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども教育相談センター主幹

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

<p>(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹</p> <p>(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹</p> <p>(5) 国スポ・全障スポ推進室 国スポ・全障スポ推進主幹</p> <p>(6) 市立岡谷図書館 図書館主幹</p> <p>(7) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹</p> <p>2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。 (主査等)</p> <p>第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。</p> <p>2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。 (部長相当職)</p> <p>第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。</p> <p>2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。 (課長相当職)</p> <p>第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。</p> <p>2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。 (主幹指導主事等)</p> <p>第15条 事務局に必要な応じて、主幹指導主事等の職員を置く。</p> <p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。 (臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。 (職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外</p>	<p>(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹、文化財主幹</p> <p>(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹</p> <p>(5) 国スポ・全障スポ推進室 国スポ・全障スポ推進主幹</p> <p>(6) 市立岡谷図書館 図書館主幹</p> <p>(7) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹</p> <p>2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。 (主査等)</p> <p>第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。</p> <p>2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。 (部長相当職)</p> <p>第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。</p> <p>2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。 (課長相当職)</p> <p>第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。</p> <p>2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。 (主幹指導主事等)</p> <p>第15条 事務局に必要な応じて、主幹指導主事等の職員を置く。</p> <p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。 (臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。 (職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外</p>
---	---

の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則(平成11年岡谷市規則第22号)の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

別表第1(第4条関係)

教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市教育支援センター	岡谷市教育支援センター設置要綱(令和7年岡谷市教育委員会告示第2号)	教育総務課
岡谷市子ども教育相談センター	岡谷市子ども教育相談センター設置要綱(平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱(令和4年岡谷市教育委員会告示第3号)	教育総務課
岡谷市学童クラブ	岡谷市学童クラブ条例(平成17年岡	教育総務課

の職務については、市長の事務部局の例による。

(服務)

第18条 服務については、市長の事務部局の例による。

(文書管理)

第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則(平成11年岡谷市規則第22号)の規定を準用する。

(法規番号簿等)

第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。

(文書の発信者名)

第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。

附 則(令和8年教委規則第 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市教育支援センター	岡谷市教育支援センター設置要綱(令和7年岡谷市教育委員会告示第2号)	教育総務課
岡谷市子ども教育相談センター	岡谷市子ども教育相談センター設置要綱(平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱(令和4年岡谷市教育委員会告示第3号)	教育総務課
岡谷市学童クラブ	岡谷市学童クラブ条例(平成17年岡	教育総務課

	谷市条例第44号)			谷市条例第44号)		
岡谷市塩嶺野外活動センター	岡谷市塩嶺野外活動センター条例（平成14年岡谷市条例第15号）	生涯学習課		岡谷市塩嶺野外活動センター	岡谷市塩嶺野外活動センター条例（平成14年岡谷市条例第15号）	生涯学習課
旧林家住宅	旧林家住宅条例（平成6年岡谷市条例第3号）	生涯学習課		旧林家住宅	旧林家住宅条例（平成6年岡谷市条例第3号）	生涯学習課
旧渡辺家住宅	旧渡辺家住宅条例（平成3年岡谷市条例第14号）	生涯学習課		旧渡辺家住宅	旧渡辺家住宅条例（平成3年岡谷市条例第14号）	生涯学習課
市立岡谷図書館	市立岡谷図書館条例（昭和26年岡谷市条例第22号）	生涯学習課		市立岡谷図書館	市立岡谷図書館条例（昭和26年岡谷市条例第22号）	生涯学習課
市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例（昭和45年岡谷市条例第21号）	生涯学習課		市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例（昭和45年岡谷市条例第21号）	生涯学習課
岡谷市史編さん室	岡谷市史編さん室設置要綱（令和6年岡谷市教育委員会告示第5号）	生涯学習課		岡谷市史編さん室	岡谷市史編さん室設置要綱（令和6年岡谷市教育委員会告示第5号）	生涯学習課
生涯学習活動センター	岡谷市イルフプラザ条例（平成14年岡谷市条例第32号）	生涯学習課		生涯学習活動センター	岡谷市イルフプラザ条例（平成14年岡谷市条例第32号）	生涯学習課
岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）	生涯学習課		岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）	生涯学習課
市営岡谷球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		市営岡谷球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民川岸スポーツ広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		岡谷市民川岸スポーツ広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民湖畔広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		岡谷市民湖畔広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民総合体育館	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		岡谷市民総合体育館	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市宮庭球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		岡谷市宮庭球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民水泳プール	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課		岡谷市民水泳プール	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課

岡谷市やまびこ国際 スケートセンター	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年 岡谷市条例第23号）	スポーツ振興 課	岡谷市やまびこ国際 スケートセンター	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年 岡谷市条例第23号）	スポーツ振興 課
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
課名	担当名	分掌事務	課名	担当名	分掌事務
教育総務課	教育企画	(1) 教育委員会の会議に関する こと。 (2) 教育委員会の規則の制定及び 改廃に関する こと。 (3) 事務局及び学校その他の教育等 機関の職員 の人事に関する こと。 (4) 教育委員会の施策の企画及び 調整に関する こと。 (5) 法第26条に規定する教育に関 する事務の 管理及び執行の 状況の点検及び 評価等に関する こと。 (6) 教育財産の管理に関する こと。 (7) 学校その他の教育等機関の設 置、管理及び 廃止に関する こと。 (8) 教育委員会所属の職員の厚 生及び福利に 関すること。 (9) 教育に係わる調査及び基幹 統計に関する こと。 (10) 公印の管理に関する こと。 (11) 文書の收受及び保管に関 する こと。 (12) 教員住宅に関する こと。 (13) 校長及び教職員の服務並 びに研修に関 する こと。 (14) 育英事業に関する こと。 (15) PTA等に関する こと。 (16) 事務局、部及び課の庶務に 関すること。	教育総務課	教育企画	(1) 教育委員会の会議に関する こと。 (2) 教育委員会の規則の制定及び 改廃に関する こと。 (3) 事務局及び学校その他の教育等 機関の職員 の人事に関する こと。 (4) 教育委員会の施策の企画及び 調整に関する こと。 (5) 法第26条に規定する教育に関 する事務の 管理及び執行の 状況の点検及び 評価等に関する こと。 (6) 教育財産の管理に関する こと。 (7) 学校その他の教育等機関の設 置、管理及び 廃止に関する こと。 (8) 教育委員会所属の職員の厚 生及び福利に 関すること。 (9) 教育に係わる調査及び基幹 統計に関する こと。 (10) 公印の管理に関する こと。 (11) 文書の收受及び保管に関 する こと。 (12) 教員住宅に関する こと。 (13) 校長及び教職員の服務並 びに研修に関 する こと。 (14) 育英事業に関する こと。 (15) PTA等に関する こと。 (16) 事務局、部及び課の庶務に 関すること。
	学校教育	(1) 学校の組織編制、教育課程、 学習指導、生		学校教育	(1) 学校の組織編制、教育課程、 学習指導、生

		<p>徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(2) 学力向上に関すること。</p> <p>(3) 教科書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(5) 学齢児童、生徒の就学並びに入学及び転学に関すること。</p> <p>(6) 児童生徒の保健、衛生、安全に関すること。</p> <p>(7) 学校給食に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>(9) 学童クラブの管理運営に関すること。</p> <p>(10) 放課後居場所づくり事業の運営に関すること。</p> <p>(11) その他学校教育に関すること。</p>			<p>徒指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(2) 学力向上に関すること。</p> <p>(3) 教科書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 通学区域の設定及び変更に関すること。</p> <p>(5) 学齢児童、生徒の就学並びに入学及び転学に関すること。</p> <p>(6) 児童生徒の保健、衛生、安全に関すること。</p> <p>(7) 学校給食に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の整備及び営繕に関すること。</p> <p>(9) 学童クラブの管理運営に関すること。</p> <p>(10) 放課後居場所づくり事業の運営に関すること。</p> <p>(11) その他学校教育に関すること。</p>
	子ども教育相談センター	<p>(1) 教育相談及び教育支援に関すること。</p> <p>(2) 就学教育相談及び就学支援委員会に関すること。</p> <p>(3) 発達及び特別支援教育に関すること。</p> <p>(4) いじめ及び長期欠席に関すること。</p> <p>(5) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(6) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(7) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。</p> <p>(8) その他教育委員会が特に必要と認めること。</p>		子ども教育相談センター	<p>(1) 教育相談及び教育支援に関すること。</p> <p>(2) 就学教育相談及び就学支援委員会に関すること。</p> <p>(3) 発達及び特別支援教育に関すること。</p> <p>(4) いじめ及び長期欠席に関すること。</p> <p>(5) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(6) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。</p> <p>(7) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。</p> <p>(8) その他教育委員会が特に必要と認めること。</p>
川岸学園整備室	川岸学園整備	<p>(1) 小中一貫教育を行う義務教育学校の整備に関すること。</p> <p>(2) 川岸小学校の長寿命化大規模改修に関すること。</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園の整備に関すること。</p> <p>(4) 室の庶務に関すること。</p>	川岸学園整備室	川岸学園整備	<p>(1) 小中一貫教育を行う義務教育学校の整備に関すること。</p> <p>(2) 川岸小学校の長寿命化大規模改修に関すること。</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園の整備に関すること。</p> <p>(4) 室の庶務に関すること。</p>
生涯学習課	生涯学習推	(1) 生涯学習の総合計画及び推進に関すること。	生涯学習課	生涯学習推	(1) 生涯学習の総合計画及び推進に関すること。

	<p>進</p> <p>(2) 社会教育の振興に関する事 (3) 社会教育委員に関する事 (4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関する事 (5) 人権教育に関する事 (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関する事 (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関する事 (8) 学習ボランティアの育成に関する事 (9) 公民館等の連絡調整に関する事 (10) 生涯学習館の管理に関する事 (11) 所管する公印の管理に関する事 (12) 課の庶務に関する事</p>		<p>進</p> <p>(2) 社会教育の振興に関する事 (3) 社会教育委員に関する事 (4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関する事 (5) 人権教育に関する事 (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関する事 (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関する事 (8) 学習ボランティアの育成に関する事 (9) 公民館等の連絡調整に関する事 (10) 生涯学習館の管理に関する事 (11) 所管する公印の管理に関する事 (12) 課の庶務に関する事</p>
	<p>青少年</p> <p>(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関する事 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関する事 (3) 青少年及び指導者の研修に関する事 (4) 少年愛護センターに関する事 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関する事 (6) 青少年問題協議会に関する事 (7) 二十歳を祝う会に関する事 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関する事</p>		<p>青少年</p> <p>(1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関する事 (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関する事 (3) 青少年及び指導者の研修に関する事 (4) 少年愛護センターに関する事 (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関する事 (6) 青少年問題協議会に関する事 (7) 二十歳を祝う会に関する事 (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関する事</p> <p>文化財</p> <p>(1) 文化財の保護及び調査に関する事 (2) 旧林家住宅の管理に関する事 (3) 旧渡辺家住宅の管理に関する事 (4) 市立岡谷美術考古館に関する事 (5) その他文化財に関する事</p>

スポーツ振興課	スポーツ振興	(1) スポーツの振興及び指導に関すること。 (2) 各種スポーツ大会の計画及び運営に関すること。 (3) スポーツ関係団体に関すること。 (4) 市営岡谷球場、岡谷市民川岸スポーツ広場、岡谷市民湖畔広場、スポーツプラザ（岡谷市民総合体育館、岡谷市営庭球場、岡谷市民水泳プール）、岡谷市やまびこ国際スケートセンター及び市営陸上競技場に関すること。 (5) 学校体育施設の開放に関すること。 (6) 岡谷市やまびこアリーナの財産管理に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。	スポーツ振興課	スポーツ振興	(1) スポーツの振興及び指導に関すること。 (2) 各種スポーツ大会の計画及び運営に関すること。 (3) スポーツ関係団体に関すること。 (4) 市営岡谷球場、岡谷市民川岸スポーツ広場、岡谷市民湖畔広場、スポーツプラザ（岡谷市民総合体育館、岡谷市営庭球場、岡谷市民水泳プール）、岡谷市やまびこ国際スケートセンター及び市営陸上競技場に関すること。 (5) 学校体育施設の開放に関すること。 (6) 岡谷市やまびこアリーナの財産管理に関すること。 (7) 課の庶務に関すること。
国スポ・全障スポ推進室	国スポ・全障スポ推進	(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポに関すること。 (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ岡谷市実行委員会に関すること。 (3) 室の庶務に関すること。	国スポ・全障スポ推進室	国スポ・全障スポ推進	(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポに関すること。 (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ岡谷市実行委員会に関すること。 (3) 室の庶務に関すること。

別表第3（第5条関係）

教育等機関名	分掌事務
市立岡谷図書館	(1) 図書館の管理に関すること。 (2) 図書館活動の総合的企画及び調査に関すること。 (3) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (4) 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出しに関すること。 (5) 図書館関係機関、関係団体、読書団体との連携及び調整に関すること。 (6) 所管する公印の管理に関すること。
市立岡谷美術考古館	美術考古館 (1) 美術考古館の管理に関すること。 (2) 美術考古館活動の総合的企画及び調査等に関すること。

別表第3（第5条関係）

教育等機関名	分掌事務
市立岡谷図書館	(1) 図書館の管理に関すること。 (2) 図書館活動の総合的企画及び調査に関すること。 (3) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (4) 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出しに関すること。 (5) 図書館関係機関、関係団体、読書団体との連携及び調整に関すること。 (6) 所管する公印の管理に関すること。
市立岡谷美術考古館	美術考古館 (1) 美術考古館の管理に関すること。 (2) 美術考古館活動の総合的企画及び調査等に関すること。

		<p>すること。</p> <p>(3) 美術品及び考古等に係る資料の収集、保管並びに調査、研究に関すること。</p> <p>(4) 美術考古館資料の公開、利用及び活用並びに教育普及活動に関すること。</p> <p>(5) 所管する公印の管理に関すること。</p>			<p>すること。</p> <p>(3) 美術品及び考古等に係る資料の収集、保管並びに調査、研究に関すること。</p> <p>(4) 美術考古館資料の公開、利用及び活用並びに教育普及活動に関すること。</p> <p>(5) 所管する公印の管理に関すること。</p>
	文化財	<p>(1) 文化財の保護及び調査に関すること。</p> <p>(2) 旧林家住宅の管理に関すること。</p> <p>(3) 旧渡辺家住宅の管理に関すること。</p> <p>(4) その他文化財に関すること。</p>		文化財	<p>(1) 文化財の保護及び調査に関すること。</p> <p>(2) 旧林家住宅の管理に関すること。</p> <p>(3) 旧渡辺家住宅の管理に関すること。</p> <p>(4) その他文化財に関すること。</p>
岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	(1) 学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。 (2) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。 (3) 分館活動の育成指導に関すること。 (4) 公民館図書室に関すること。 (5) 公民館の管理に関すること。 (6) 所管する公印の管理に関すること。 (7) その他各公民館に関すること。		岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	(1) 学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。 (2) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。 (3) 分館活動の育成指導に関すること。 (4) 公民館図書室に関すること。 (5) 公民館の管理に関すること。 (6) 所管する公印の管理に関すること。 (7) その他各公民館に関すること。	

○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則

改正前	改正後
<p>○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月5日 教育委員会規則第2号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 21人</p> <p>(2) 小学校 5人</p> <p>(3) 中学校 3人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 8人</p> <p>(7) 公民館 3人</p> <p>附 則 (令和7年教委規則第3号)</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>○岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月5日 教育委員会規則第2号</p> <p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 23人</p> <p>(2) 小学校 5人</p> <p>(3) 中学校 3人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(5) 生涯学習館 10人</p> <p>(6) 公民館 3人</p> <p>附 則 (令和7年教委規則第3号)</p> <p>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和8年教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>

<現行>

教育委員会事務局 **21人**

部長1、参事1、
教育総務課11 (課長1、教育企画3、学校教育5(2)、子ども教育相談センター2)

川岸学園整備室1

スポーツ振興課5 (課長1、スポーツ振興4)

国スポ・全障スポ推進室2 (室長(1)、国スポ・全障スポ推進**2**)

<改正案>

教育委員会事務局 **23人**

部長1、参事1、
教育総務課11 (課長1、教育企画3、学校教育5(2)、子ども教育相談センター2)

川岸学園整備室1

スポーツ振興課5 (課長1、スポーツ振興4)

国スポ・全障スポ推進室4 (室長(1)、国スポ・全障スポ推進**4**)